

(仮称) 尼崎市総合交通計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1 業務の概要

(1) 委託件名

(仮称) 尼崎市総合交通計画策定業務委託

(2) 業務内容

(仮称) 尼崎市総合交通計画策定業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

(4) 提案上限額

16,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(5) 支払条件

成果品提出後に、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払とする

2 事務局

(1) 担当課 尼崎市 都市整備局 都市戦略推進担当

(2) 住所 〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23番1号(市役所本庁舎北館6階)

(3) 電話 06-6489-6620

(4) 電子メール ama-toshisenryaku@city.amagasaki.hyogo.jp

※ 開庁時間は土日祝日を除く午前8時45分から午後5時30分まで

3 応募資格及び失格事項

(1) 応募資格

プロポーザルに応募することができる者は、法人格を有する者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当していなければならない。なお、共同企業体(JV)による応募は認めない。

ア 法人格を有し、過去10年以内(平成25年度から令和4年度まで)に、次に掲げる計画の策定又は改定の業務(これらの計画の策定又は改定に向けた基礎調査又はデータ分析に特化した業務を除く。)を受託した実績があること。なお、その計画の個別具体の名称は問わない。

(ア) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項に基づき地方公共団体が作成する地域公共交通計画(地域公共交通網形成計画を含む)

(イ) 都市・地域総合交通戦略要綱(平成21年3月16日都市・地域整備局長)第3第1項に基づき地方公共団体若しくは協議会(都市・地域交通戦略推進事業制度要綱第5条第3項に規定するもの)が作成する総合交通戦略(国土交通大臣の認定を得たもの)

(ウ) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に基づき市町村が作成する立地適正化計画

イ 尼崎市契約規則(昭和41年尼崎市規則第9号)第4条に規定する競争入札参加者有

資格者名簿（令和4年度及び令和5年度のものに限る。）に登載されていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は同条第2項各号のいずれにも該当しないこと。

エ 市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てをしている事業者でないこと。

カ 尼崎市長の職を担っている者が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている法人その他の団体でないこと。

(2) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当すると市が判断したときは、失格とする。

ア 本募集要項を遵守しない場合

イ 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合

ウ 上記(1)に定める応募資格を欠いていることが判明した場合

エ 下記7(1)の表に掲げる図書等（以下「応募図書」という。）のいずれかに虚偽の内容の記載をした場合

オ 見積額が上記1(4)の提案上限額を超過している場合

カ エ及びオに掲げるもののほか、応募図書のいずれかに不備がある場合

キ 審査の公平性に影響を与え、又は適切な審査を妨害したと認められる場合

ク その他応募者又はその提案若しくはプレゼンテーションの内容が審査の対象とし難いものであると市が判断した場合

4 スケジュール

次表のスケジュールにより選定手続を行う。

項目	スケジュール
応募の意向表明期限	令和5年2月7日（火）午後5時半
質問票の提出期限	令和5年2月10日（金）午後5時半
質問票に対する回答時期	令和5年2月14日（火）（予定）
応募図書の提出期限	令和5年2月27日（月）午後5時半
一次審査（書類審査）	令和5年2月28日（火）（予定）
一次審査結果通知	令和5年3月3日（金）
二次審査（応募図書、プレゼンテーションの審査等）	令和5年3月上旬頃（予定）
二次審査結果通知	令和5年3月中旬頃（予定）
委託契約の締結	結果通知後、速やかに締結

5 応募の意向表明

(1) 表明期限

令和5年2月7日（火）午後5時半 まで（必着）

(2) 提出方法

事務局の電子メールアドレス（上記2(4)）あてに、

なお、件名は「応募 総合交通計画業務 事業者名」として送付すること。

また、電子メールの送信後、必ず電話（上記2(3)）にて到達確認を行うこと。

6 質問票の提出

(1) 提出期限

令和5年2月10日（金）午後5時半 まで（必着）

(2) 提出方法

事務局の電子メールアドレス（上記2(4)）あてに、

なお、件名は「質問 総合交通計画業務 事業者名」とし、質問票（様式第4号）により送付すること。

また、電子メールの送信後、必ず電話（上記2(3)）にて到達確認を行うこと。

(3) 質問票に対する回答

質問票に対する回答は、令和5年2月14日（火）（予定）に質問者の名称等の情報を伏せて市のホームページにて公表する。

(4) その他

選定基準や他の応募者に関する質問は一切受け付けない。なお、質問事項がない場合は、質問票の提出は不要とする。

7 応募図書の提出

(1) 提出書類

次表に掲げる応募図書を、正本1部、副本（写）9部の計10部（A4版）提出すること。

応募図書の名称	特記事項
ア 企画提案申込書（様式第1号）	—
イ 過去の受託実績（様式第2号）	同種の業務（上記3(1)ア）及び類似の業務の受託実績を具体的に記載すること。 (※1)
ウ 過去の業務の担当実績（様式第3号及び第3号の2）	管理技術者・主たる担当技術者における同種の業務及び類似の業務の実績を具体的に記載すること。 (※1)
エ 企画提案書（様式不問）	・ <u>表紙を除き10ページ（両面印刷で5枚）以内とし、文字のフォントサイズは11ポイント以上とすること。</u> ・ 下記8(4)の審査内容等を踏まえた上で、支援方針やアピールポイントを明記すること。 (※2)
オ 見積書（様式不問）	本業務に係る見積書（内訳書含む）（提案上限額以下の金額を提示すること）
カ 会社紹介（経歴等）・パンフレット（様式不問）	—
キ その他市が必要と認める図書等	下記(2)の提出期限の前又は後に、必要に応じ、別途提出を求めることがある。

※1 「同種の業務」及び「類似の業務」について

平成25年度から令和4年度までの間において、「地域公共交通計画」については地方公共団体が委託するもの、「都市・地域総合交通戦略」については地方公共団体若しくは協議会（都市・地域交通戦略推進事業制度要綱第5条第3項に規定するもの）（以下、これらを総じて「地方公共団体等」という）が委託する次のもの

- ・ 「同種の業務」（応募資格要件） 地方公共団体等の地域公共交通計画若しくは都市・地域総合交通戦略の策定又は改定の業務（これらの計画の策定又は改定に向けた基礎調査又はデータ分析に特化した業務を除く。）
- ・ 「類似の業務」 地方公共団体等の地域公共交通計画若しくは都市・地域総合交通戦略の策定又は改定に向けた基礎調査若しくはデータ分析に特化した業務又は都道府県の区域マスタープラン、市町村の都市計画マスタープランまたは立地適正化計画、市町村の総合計画や基本構想等の策定又は改定の業務

※2 企画提案書の構成について

- 1 基本的な考え方（本市の都市構造や取組、国等の考え方や社会情勢等を踏まえた着眼点や検討の方向性等）
- 2 業務スケジュール
- 3 現況の交通行動・活動（生活）の実態把握と将来予測
①交通実態調査 ②調査結果や既存の交通データの活用 ③将来予測
- 4 実施施策と評価指標
①魅力・にぎわいの向上 ②回遊性の向上 ③評価指標
- 5 有効な意見聴取（市民参画、会議体等）
- 6 その他（提案がある場合のみ）

(2) 提出期限

令和5年2月27日（月）午後5時半 まで（必着）

(3) 提出方法

事務局まで持参にて提出すること。遠方である場合などやむを得ない場合は、郵送も可とするが、その場合は上記(2)の提出期限を必着とし、同日の午後5時までに電話（上記2(3)）にて到達確認を行うこと。

8 審査方法及び審査基準

(1) 一次審査（書類審査）

様式第1号から第3号の2までの書類を基に、事務局において実施する。なお、上記3(2)に該当すると判断した場合は、失格とする。

ア 実施日

令和5年2月28日（火）（予定）

イ 結果通知

令和5年3月3日（金）（予定）に応募者に電子メールで通知する。

(2) 二次審査（応募図書及びプレゼンテーションの審査等）

一次審査通過者に対し実施し、市の職員で組織する選定会議が、応募図書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し、契約候補者を選定する。

なお、プレゼンテーションに参加せず、又は質疑応答の質疑に応じない場合は、応募図

書を提出していても選定の対象外とする。

ア 実施日

令和5年3月上旬頃（日時等の詳細は、一次審査の結果に併せて通知する。）

イ 実施内容等（※）

選定会議の委員が、各応募者から応募図書の内容について説明を受け、当該応募者に対し質疑を行う。その終了後、委員間で審査を続行し、契約候補者を決定する。

(7) 説明方法

任意とする。事務局においてプロジェクター及びスクリーンは用意するが、その他パソコン等必要な機材は応募者が持参すること。

(4) 説明時間

一の応募者につき30分間（うち内容説明15分間、質疑応答15分間程度）

(5) 説明者

過去の業務の担当実績（様式第3号及び第3号の2）に記載されている管理技術者、主たる担当技術者等、当該業務に直接的に携わる者が行うこと。

ただし、会場への入室の人数は3人以内とする。

(1) その他

応募者の説明中、他の応募者は、控室で待機すること。

※ 応募状況、新型コロナウイルスの感染状況等により、二次審査の手法等を変更する場合がある。

ウ 結果通知

令和5年3月中旬頃に応募者に電子メールで通知する。

(3) 選定基準

ア 契約候補者の選定方法

各応募者の内容説明及び質疑応答の内容に基づき、下記(4)の表に定める審査内容ごとの各配点を上限に選定会議の委員が採点する。その採点をした各委員の採点点数の合計（以下「合計採点点数」という。）（下記ウの加点が行われるときは、当該合計採点点数に当該加点の点数を加えて得たもの）が最も高かった応募者（以下「最高点数応募者」という。）を契約候補者として選定する。なお、一次審査での評価等は考慮しない。

イ 基準点数の設定

下記(4)の表に掲げる企画提案書の項（以下「企画提案書の項」という。）において、委託業務を円滑に履行するための必要最低限の能力を有していると認められる基準点（以下「基準点数」という。）を設定する。

企画提案書の項において基準点数に満たなかった応募者については、契約候補者に選定しない。

ウ 加点

企画提案書の項において基準点数以上を獲得した応募者については、次に掲げる事業者のいずれかに該当するときは、地域経済の活性化を図るため、合計採点点数に、当該(7)又は(4)に定める点数を加える。

(7) 市内事業者（市内に本社（本店）を有している事業者） 当該企画提案書の項の採点点数の合計の5パーセント相当

(4) 準市内事業者（市内に事業所等を有している事業者）（(7)に該当する事業者を除く。） 当該企画提案書の項の採点点数の合計の2.5パーセント相当

エ 最高点数応募者が2以上ある場合

最高点数応募者が2以上ある場合は、これらの中で、企画提案書の項の採点点数の合計が最も高い者を契約候補者に選定する。その合計が同点である場合は、これらの中で見積額が最も低廉であった者を契約候補者とし、それでもなお同額の場合は、抽選により決定する。

(4) 審査内容及び配点

二次審査は、次表に掲げる内容及び配点により行う。

審査対象	審査内容	配点
受託実績・ 担当実績	応募者の業務実績について	5点
	管理技術者・主たる担当技術者の業務実績について	5点
企画提案 書	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律や都市・地域総合交通戦略の趣旨等、国の考え方や社会情勢等を踏まえた交通政策の動向を把握している。	5点
	都市計画マスタープラン等の上位計画や関連計画等と整合し、都市構造や脱炭素社会の実現や地域経済の活性化など交通政策を取り巻く本市の取組等をふまえ、着眼点や課題解決に向けた考え方が示されている。	15点
	基礎調査(交通実態調査)や既存の交通データ等を活用した、現況の交通行動・活動(生活)の実態把握(現況再現)が可能な手法が提案されている。	15点
	現況の交通行動に基づき、将来の活動や生活にかかる交通行動予測が可能な手法が提案されている。	10点
	将来都市像の実現を着実に推進するため、交通行動予測等に基づき、以下の方向性を目標とする手法や実施施策並びに効率的かつ継続的な実態把握が可能な評価指標が提案されている。	10点
	方向性 : <u>暮らしやすさと幸福感</u>	
	① 魅力・にぎわいの向上 新たなライフスタイルに対応する交通環境の実現等	
	② 回遊性の向上 多様化する活動ニーズに対応するストレスフリーな交通環境の実現等	10点
	市民参画(意向確認、周知等)の手法及び都市計画審議会交通政策分科会等の意見聴取の有効な時期や手法が提案されている。	5点
手法が具体的かつ明確であり、確実に実施できるスケジュールになっている。	10点	
プレゼン テーショ ン	提案の趣旨が明確で、質疑応答も明快かつ迅速である。	5点
	取組意欲や積極性が強く感じられる。	5点
合計		100点

9 契約手続

(1) 契約方法

契約候補者は、市と契約締結を交渉する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、二次審査において順位の高かった者の順に協議を行い、契約の相手方を決定する。

なお、正当な理由がなく、契約の締結を辞退した場合は、市において入札参加停止の措置を受ける場合があることに留意すること。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき。

イ 契約締結時までに応募資格を欠き、又は失格事項に該当していることが判明したとき。

ウ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき。

エ その他やむを得ない事情で契約に至ることが困難なとき。

(2) 契約内容

契約候補者及び市双方協議のうえ定めた仕様書に基づくものとする。ただし、委託料は、提出された見積書を再度精査し、決定する。

10 その他留意事項

- (1) この募集に伴い、要する費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募者は、複数の応募申込書又は企画提案書を提出することができない。
- (3) 応募図書は、一切返却しない。
- (4) 応募図書のうちの企画提案書の著作権は、提出した応募者に帰属することとする。
- (5) 応募図書の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て応募者が負うものとする。
- (6) 応募図書は、契約候補者選定以外では提出した応募者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (7) 提出期限以降における応募図書の差し替え又は再提出は認めない。
- (8) 応募図書その他市に提出された図書は、尼崎市情報公開条例（平成16年条例第47号）の規定に基づく情報公開請求の対象となる。
- (9) 選定結果に対する異議の申立ては一切受け付けない。

以 上

企画提案申込書

尼崎市 長

松本 眞 あて

【応募者名】

所在地 :

事業者名 :

代表者名 :

尼崎市が発注する次の業務委託に係る企画提案に参加を申し込みます。
なお、「(仮称)尼崎市総合交通計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項」の「3(1)応募資格」に示す応募資格の全てを満たすとともに、この申込書その他この応募に関して提出する図書の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

1 委託名称 (仮称) 尼崎市総合交通計画策定業務委託

2 応募図書

- ア 企画提案申込書 (様式第1号 (本紙))
- イ 過去の受託実績 (様式第2号)
- ウ 過去の業務の担当実績 (様式第3号及び第3号の2)
- エ 企画提案書 (様式不問)
- オ 見積書 (様式不問)
- カ 会社紹介 (経歴等) ・パンフレット (様式不問)

以上

【担当者連絡先】

氏名	
部署	
電話	
電子メール	

過去の受託実績

事業者名： _____

No.	発注者	委託件名 (※1)	受託期間 (※2)	業務内容	種別 (※3)
1			～		
2			～		
3			～		
5			～		
6			～		
7			～		
8			～		
9			～		
10			～		

※1 同種の業務を優先して記載すること。また、同種の業務のうち中核市以上の規模の自治体における実績を優先して記載すること。

類似の業務は、同種の業務の上位計画に当たる業務を優先して記載すること（行数が不足する場合は、適宜追加してください）。

※2 平成25年度から令和4年度までにおけるものに限る。

※3 (仮称) 尼崎市総合交通計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項4ページに記載している内容に基づき、「同種の業務」又は「類似の業務」の別を記載すること（選択式）。

過去の業務の担当実績 (管理技術者用)

事業者名： _____

氏名		生年月日		コンサルタント 業務従事期間		主な 資格	
----	--	------	--	-------------------	--	----------	--

No.	発注者	委託件名 (※1)	担当期間 (※2)	取組内容・工夫したことなど	種別 (※3)	当時の役割 (いずれかに○)
1			～			管理技術者、主たる担当技術者 担当技術者、 その他 ()
2			～			管理技術者、主たる担当技術者 担当技術者、 その他 ()
3			～			管理技術者、主たる担当技術者 担当技術者、 その他 ()
5			～			管理技術者、主たる担当技術者 担当技術者、 その他 ()
6			～			管理技術者、主たる担当技術者 担当技術者、 その他 ()
7			～			管理技術者、主たる担当技術者 担当技術者、 その他 ()
8			～			管理技術者、主たる担当技術者 担当技術者、 その他 ()
9			～			管理技術者、主たる担当技術者 担当技術者、 その他 ()
10			～			管理技術者、主たる担当技術者 担当技術者、 その他 ()

※1 同種の業務を優先して記載すること。また、同種の業務のうち中核市以上の規模の自治体における実績を優先して記載すること。

類似の業務は、同種の業務の上位計画に当たる業務を優先して記載すること (行数が不足する場合は、適宜追加してください)。

※2 平成25年度から令和4年度までにおけるものに限る。

※3 (仮称) 尼崎市総合交通計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項4ページに記載している内容に基づき、「同種の業務」又は「類似の業務」の別を記載すること(選択式)。

過去の業務の担当実績（主たる担当技術者用）

事業者名： _____

氏名		生年月日		コンサルタント 業務従事期間		主な 資格	
----	--	------	--	-------------------	--	----------	--

No.	発注者	委託件名 (※1)	担当期間 (※2)	取組内容・工夫したことなど	種別 (※3)	当時の役割 (いずれかに○)
1			～			管理技術者、主たる担当技術者 担当技術者、 その他（ ）
2			～			管理技術者、主たる担当技術者 担当技術者、 その他（ ）
3			～			管理技術者、主たる担当技術者 担当技術者、 その他（ ）
5			～			管理技術者、主たる担当技術者 担当技術者、 その他（ ）
6			～			管理技術者、主たる担当技術者 担当技術者、 その他（ ）
7			～			管理技術者、主たる担当技術者 担当技術者、 その他（ ）
8			～			管理技術者、主たる担当技術者 担当技術者、 その他（ ）
9			～			管理技術者、主たる担当技術者 担当技術者、 その他（ ）
10			～			管理技術者、主たる担当技術者 担当技術者、 その他（ ）

※1 同種の業務を優先して記載すること。また、同種の業務のうち中核市以上の規模の自治体における実績を優先して記載すること。

類似の業務は、同種の業務の上位計画に当たる業務を優先して記載すること（行数が不足する場合は、適宜追加してください）。

※2 平成25年度から令和4年度までにおけるものに限る。

※3 （仮称）尼崎市総合交通計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項4ページに記載している内容に基づき、「同種の業務」又は「類似の業務」の別を記載すること（選択式）。

質問票

尼崎市都市整備局都市戦略推進担当 あて

次の業務について、以下の各項目のとおり質問します。
なお、「(仮称)尼崎市総合交通計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項」の「3(1)応募資格」に定める応募資格を有しています。

委託件名		(仮称) 尼崎市総合交通計画策定業務委託		
No.	種別 (※)	頁	章節	質問事項
例	募集要項	3	7(1)	〇〇〇〇・・・・
1				
2				
3				

※ 「種別」の欄には「募集要項」、「仕様書」又は「その他」の別を記載すること。

以上

【質問者連絡先】

事業者名	
部 署	
担当者名	
電 話	
電子メール	

(仮称) 尼崎市総合交通計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項3ページ「6 質問票の提出」に基づき送付すること。

送付先 : ama-toshisenryaku@city.amagasaki.hyogo.jp